

別紙「第 46 回静岡県消費生活審議会議事録」

○司会(小澤県民生活課長代理)

皆様、お忙しいところ出席いただき、誠にありがとうございます。本日大変暑くなっております。議事の途中でも、御気分が悪くなった場合は、どうぞスタッフにお声掛けください。

お時間となりましたので、ただいまから第 46 回静岡県消費生活審議会を開催いたします。

私は本日の進行役を担当いたします、県民生活課 課長代理の小澤でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、次第に記載されている配付資料のとおりとなっております。

それでは、はじめに、事務局より定足数の確認でございます。当審議会は 20 名の委員で構成しておりますが、本日は、会場出席 16 名、リモート出席 3 名、計 19 名の委員に御出席いただいております。

委員の半数以上が出席されておりますので、静岡県消費生活条例施行規則第 19 条第 2 項の規定によりまして、本日の審議会が成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本会議は公開で行われ、会議内容の議事録も公開することとなっておりますので、御了解ください。

また本日の会議はウェブ会議システムを併用して実施いたします。リモートで参加されている方は、マイクをミュートの状態にし、御発言の都度、オンにさせていただきますようお願いいたします。また、御発言の際には、最初にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

会場で御参加の皆様におかれましては、御発言の際には挙手をお願いいたします。

オンラインで御参加の皆様におかれましては、画面上で見えるように挙手していただくか、挙手ボタンにてお知らせいただきますようお願いいたします。

本日は静岡県消費者教育推進県域協議会より、靄岡寿治座長にも御出席いただいております。後ほど、同協議会でいただいた御意見について御報告いただきます。

それでは次第に沿って議事に移ります。

この後の進行につきましては、静岡県消費生活条例施行規則第 19 条第 1 項の規定により、福島会長に議長をお願いいたします。

それでは、福島会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○福島会長

ただいま御紹介いただきました福島です。消費者法の大学教員をしております、この審議会の会長を昨年 11 月からさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様のお手元にあります、今日の次第に沿って行うことにいたしまして、まず議事の(1)ということで、静岡県消費者基本計画の総括になります。令和4年、2022年に策定されました本計画の概要と、それから2025年度が最終年度ということで、総括と評価について、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局(白鳥県民生活課長)

県民生活課長の白鳥です。よろしくお願いいたします。着座にて御説明させていただきます。

議事(1)「静岡県消費者基本計画の総括」について御説明いたします。

資料は1ページ、A3横型の資料1-1と右肩に書いてある資料でございます、「静岡県消費者基本計画」というものを御覧ください。

進捗評価の御説明に先立ちまして、計画の概要について簡単に御説明させていただきます。

本県では静岡県消費生活条例に基づき、消費生活に関する施策を計画的に推進するため、審議会の委員の皆様からの御意見をいただきながら、令和4年3月に、令和4年度から令和7年度までの4年間を計画期間とする静岡県消費者基本計画を策定いたしました。

この計画は、消費者教育推進法に基づく消費者教育推進計画と一体化させて策定しており、「消費者の権利の尊重と自立支援」を基本理念として、持続可能な未来に向けた安全・安心で豊かな消費生活の実現を目指し、県民の消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的に推進していくものとなっております。

資料の中央の列にございますように、近年、消費者を取り巻く状況は大きく変化し、デジタル化の進展等により、消費者トラブルが高度化・複雑化・多様化しております。

こうした状況を踏まえまして、計画では4つの柱を設定し、消費者施策を展開しております。

資料の右側の部分を御覧ください。大柱1は「自ら学び自立し行動する消費者の育成」、大柱2は「消費者被害の防止と救済」、大柱3は「商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化」、大柱4は「消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化」となっております。

これらの4つの大柱ごとに2つずつの活動指標と、計画全体の成果を示す成果指標の合計9つの指標がございます。

毎年これらの指標により、施策の進捗管理を行い、消費者行政の推進の視点から検証していくということにしております。

今年度は計画の最終年度を迎えておりますので、次期計画を策定するための総括評価として実施してまいります。

なお、そして参考資料2として、静岡県消費者基本計画の本冊をお付けしておりますので、後ほど御覧いただきましたら幸いです。

続きまして、資料の4ページと5ページから始まります、資料1-3「静岡県消費者基本計画の総括評価(案)」というものを御覧ください。

4ページでございますけれども、指標について表になったものになっております。

計画の全体の成果を示す成果指標と、施策の取り組みの進捗状況を示す活動指標というものがございます。成果指標は表の一番上に記載しております、「消費生活相談における被害額」というものが該当しまして、活動指標は4つの大柱ごとに2つずつ設定し、数値目標を定めております。

5ページを御覧ください。こちらの資料の「指標の状況」でございますが、「基準値」は計画の策定時、2020年度の実績値でございます。「目標値」は計画の最終年度である2025年度に達成すべき目標値、「現状値」は昨年度、2024年度の実績値でございます。

評価については静岡県の新ビジョン(総合計画)の評価方針に準じて行っております。詳しい評価の区分の見方につきましては2ページ、資料1-2に記載しておりますので、後ほど御覧ください。

先ほど申し上げましたが、資料4ページは、これまでの進捗評価の一覧となっておりますので、参考としていただければと思います。

なお、大柱1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」につきましては、静岡県消費者教育推進計画に該当する部分となっておりますので、この消費者教育に係る施策の進捗評価につきましては、後ほど静岡県消費者教育推進県域協議会における御意見等を同協議会の靄岡座長に御説明いただきたいと思います。

それでは各指標の評価と主な取り組みと成果、今後の課題と方向性について御説明いたします。

まず5ページ、「消費生活相談における被害額」について御説明いたします。2024年度は48万8,000円となりまして、現状値が基準値よりも高額となりました。評価としては「基準値以下」ということとなります。

この原因でございますが、SNSやインターネット広告で勧誘される投資などの儲け話など、1件当たりの被害額が高額なトラブルが増加したことによって、県全体の被害額が大きく増加したということが考えられます。

これまで様々な対象に対して、消費者教育出前講座を実施し、契約についての知識でありますとか、その他もろもろについて理解促進を努めた他、県民生活センターにおける相談対応やあっせん、対応困難な案件に対する市町への助言、表示適正化調査等を実施してまいりました。

今後も引き続き消費者相談対応、消費者教育による未然防止でありますとか、悪質な事業者の指導処分といったものに取り組んでまいります。

また近年は、インターネット広告やSNSをきっかけとした投資詐欺やロマンス詐欺など、犯罪行為を疑われる相談というものが急増しております。このような相談については、消費生活相談の範囲を超えていると思われませんが、被害額が高額であり、全体の被害額を押し上げる要因ともなっておりますので、被害の状況を把握できる、より適した指標というものを検討する必要があると考えております。

続きまして 6 ページを御覧ください。大柱 1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」でございます。指標につきましては、いずれも目標値を達成し、順調に推移しております。

これまで、イベント開催やSNS等を活用した情報提供、小中学生向け出前講座により、消費者・事業者双方にエンカル消費の普及啓発に取り組んでまいりました。

また、様々な対象に対して消費者教育出前講座を実施し、契約についての知識でありますとか、消費者被害の現状等について理解促進を努めるとともに、デジタル化の急速な進展に伴う高齢者の消費者トラブルを防止するため、新たな消費者教育講師の育成でありますとか、出前講座への派遣というものも実施いたしました。

今後は、エンカル消費の認知度が依然として低いということがありますので、引き続きエンカル消費の普及啓発に取り組めます。また市町とも連携しながら、消費者教育出前講座や情報提供を行ってまいります。

7 ページを御覧ください。大柱 2「消費者被害の防止と救済」でございます。指標につきましては、いずれも目標値を達成し、順調に推移しております。

これまで、高度化・複雑化・多様化する消費者トラブルに適切に対応できるよう、研修を実施し、県及び市町の相談員のスキルアップを図ってまいりました。

県民生活センターでは、通常の相談対応やあっせんその他、市町のみでは対応困難な案件について、市町への助言というものも行っております。

今後は、高度化・複雑化・多様化する消費者トラブルに適切な対応ができるよう、時宜に応じた内容の研修を実施し、県や市町の相談員のスキルアップを図ってまいります。また、現状、相談の手段が電話と対面に限られていることから、メール相談というものを追加して実施しまして、消費者の利便性の向上を図ってまいります。

8 ページを御覧ください。大柱 3「商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化」でございます。指標につきましては、いずれも目標値を達成し、順調に推移しております。

これまでHACCPの監視指導を実施する際は、事業者が作成した衛生管理計画の確認、計画に基づく衛生管理の実施状況及びその記録、並びに記録の保存等に係る技術的助言を行いまして、HACCPに沿った衛生管理の定着を図ってまいりました。

また、事業者指導においては、県内の消費生活相談情報の分析や、市町から提供される情報であったり、全ての商品サービスを対象とした表示適正化調査の実施を通じて行政指導等を行いました。

HACCP については、多くの中小規模施設においては、HACCPプランの適切な検証の実施を指導し、その精度向上を図る必要があるため、今後は個々の指定施設の状況に応じた丁寧な助言指導の実施を目指します。

また、事業者指導においては、今後も消費生活相談情報の収集・分析を進めるとともに、インターネット

上の表示の監視を強化し、迅速な事業者指導の実施というものを目指してまいります。

9 ページを御覧ください。大柱 4「消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化」でございます。2つの指標のうち、「高齢者及び見守り者への消費者教育出前講座実施回数」が目標値を達成し、順調に推移しておりますが、その下の段、「消費者安全確保地域協議会設置市町数」につきましては、目標値を下回りました。

これまで各県民生活センターごとに、消費者行政推進連携協議会を設置いたしまして、地域の実情把握や課題解決に取り組んできました。

加えて、市町と連携し、地域の集会等での既存の講座を活用した高齢者及び見守り者向けの出前講座を実施し、出前講座の実施が困難な市町においても、消費者教育を受けられる体制を整備いたしました。

また、消費者安全確保地域協議会を設置していない市町を訪問し、設置への働きかけやヒアリングを実施し、設置を促進した結果、2022 年度以降に 5 市町が新たに協議会を設置いたしました。一方、市町の業務が多忙であることや、既存の福祉の見守りネットワークの活動により、十分な見守りができていること等により、設置市町数が伸びず、目標値を下回るという結果になっております。

今後は消費生活相談における高齢者の割合が依然として高いということを踏まえまして、引き続き市町と連携しながら、高齢者及び見守り者向けの出前講座を実施いたします。また、高齢者の見守り体制の整備を進めるため、消費者安全確保地域協議会に加えて、既存の福祉のネットワークを活用した見守り体制の構築を支援するとともに、見守りに必要な情報提供に努めてまいります。

私からの説明は以上です。

○福島会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から議事(1)として、静岡県消費者基本計画の概要と総括評価について御説明をいただきましたが、この議事(1)につきましては、静岡県消費者教育推進県域協議会においても、委員の皆様から御意見をいただいておりますので、その点も含めまして、消費者教育推進県域協議会の靄岡座長より御報告いただければと思います。

それでは靄岡座長、どうぞお願いいたします。

○靄岡座長

静岡県消費者教育推進県域協議会の座長を拝命しております、静岡県弁護士会の靄岡と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、今回の審議会に初めて出席される方もいらっしゃるということですので、県域協議会について簡単に説明させていただきたいと思っております。

静岡県消費者基本計画のうち、消費者教育推進計画に該当する大柱1の「自ら学び自立し行動する消費者の育成」について、進捗状況の確認や意見交換などを行う場となっております。

お手元に参考資料3というものが出ていると思いますが、そちらの方に詳細が書かれておりますので、御確認いただければと思います。

さて、今年の6月23日に静岡県消費者教育推進県域協議会を開催いたしまして、消費者教育の進捗評価について確認をいたしましたので、御報告いたします。

この静岡県消費者基本計画の総括評価につきましては、県域協議会の委員からは特に反対意見はございませんでした。その他に出た意見といたしまして、いくつか報告させていただきたいと思います。

先ほども出ていました消費者安全確保地域協議会は、県内でもあまり数多くないという状況にあります。市町も忙しいし、なかなか進まない状況だろうが、諦めずに頑張りたいという意見が出ておりました。

また、この見守りをする人たちが、比較的、前期高齢者や50代、60代の方が多く担われていると思いますが、そういった方はまだ消費者トラブルを自分ごとと捉えるのは難しいのではないかと、ただそれを逆手にとって、見守り世代の方々に同世代の方々への啓発の担い手になっていただいたり、講座の必要性や受講について呼びかけていただく、そういった役割を担ってもらってもいいんじゃないかという意見も出ておりました。

また、エシカル消費の認知度が低いということも先ほど出ていたと思うのですが、委員の方の中には、自身もこれまで地域の中で講座を開いたりする中で、エシカル消費について取り上げていたんですが、最近あまり重きを置いてなかったのが今後はまたエシカル消費についても取り上げていきたいと思うという意見が出ておりました。

また、これは主に消費者教育の分野ですが、去年の審議会でも報告させてもらったのですが、「ちょっと待った！やばみちゃん」という動画を作っておりまして、そういったものを積極的に活用して消費者教育の普及を図っていけばどうかといった意見も出ておりました。

私からの報告としては以上でございます。

○福島会長

靄岡座長、どうもありがとうございます。

これまで事務局から説明いただきまして、それから靄岡座長からも御報告をいただきましたが、これまでの説明につきまして、御意見とか御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

この時間におきましては、議事(1)ということで、計画の総括評価について、御意見や御質問をいただけたらと思っております。別途、後半のところの皆様それぞれから御意見を頂戴したいと思っております。

まずはこの議事(1)について、御意見、御質問のある方、会場にいらっしゃる方でしたら挙手を、オンラインの方は、と申し上げたところで、小楠先生から挙手が上がっておりますので、まずは小楠先生の方から御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小楠委員

私から質問を1つさせていただきます。

お手元の資料は、資料1-3、ページ数で言いますと5ページの一番下になるんですが、「今後の課題と方向性」のところで、被害額が、投資詐欺やロマンス投資詐欺、そういったものによって金額が押し上げられている、より適した指標を検討する必要があると今後の課題と方向性が示されているんですが、何か今の時点で、より適した指標というのでお考えになってるものがあったら、教えていただきたいと思います。

私からは以上です。

○福島会長

どうもありがとうございました。

今御質問があった点について、事務局から御回答いただけますでしょうか。

○事務局(白鳥県民生活課長)

小楠先生がおっしゃったように、現在の指標というものは、平均の既支払額でございますので、非常に高額ではあるものの、少ない数のものがあつた場合に、金額が上がってしまう一方、比較的金額が少ないものが増えても、平均が上がらないというような状況がございまして、県内の被害の状況、被害が増えているのか減っているのかというのが反映しきれない、という問題点がございます。

具体的にどういうものかといったことにつきましては、現在検討している最中になりますので、この場では具体的な指標についての御説明は御容赦いただきたいと思ひます。申し訳ございません。

○福島会長

どうもありがとうございました。

他に何か御意見とか御質問がある方いらっしゃいますでしょうか。別途、後で発言いただく場もあるということで、今日は先に進めさせていただきます。

続きまして、議事(2)「第2次静岡県消費者基本計画の策定(骨子案)」に入りたいと思ひます。

ではこちらの方につきましても、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局(白鳥県民生活課長)

それでは、続きまして10ページを御覧ください。資料2-1「第2次静岡県消費者基本計画の策定について」というタイトルの資料について御説明いたします。

まず「1 要旨」を御覧ください。静岡県では、消費生活条例の改正を契機として、平成 22 年度を始期とする第 1 次から第 3 次までの消費者行政推進基本計画というものを策定いたしまして、消費者行政施策を展開するとともに、消費者教育推進法の成立を契機として、平成 26 年度を始期とする第 1 次及び第 2 次の消費者教育推進計画を策定し、消費者教育を推進してまいりました。

そして令和 4 年度にこの 2 つの計画を一体化し、消費生活に関する総合的な計画として、消費者基本計画を策定し、消費生活に関連する施策を総合的に推進してまいりました。

この消費者基本計画は今年度、計画の最終年度を迎えます。そこで、国の動向や、県全体の計画である静岡県次期総合計画や消費生活を取り巻く環境の変化を踏まえまして、今年度、第 2 次静岡県消費者基本計画を策定いたします。

2 の「第 2 次計画の概要」のうち、「計画期間」という部分を御覧ください。現行の計画は今年度、令和 7 年度が最終年度ですが、第 2 次計画につきましては、静岡県の次期総合計画と計画期間を合わせるため、計画の始期、始まりを、令和 7 年度とし、令和 10 年度までの 4 年間で計画期間といたします。

続きまして 3 の「第 2 次計画の策定方針案」とあわせまして、12 ページ、A3 横版、資料 2-2 を御覧ください。資料 2-2 は第 2 次計画の概要を示したものでございます。

第 2 次計画は、基本理念や目指す姿、大柱の構成など、原則として現行計画を踏襲しつつも、現行計画の進捗評価や直近の消費者問題の状況を踏まえた内容としてまいります。

なお、指標につきましては、計画全体の成果を示す成果指標を 1 本、この後御説明いたします、4 つの柱ごとに施策の実施状況を表す活動指標を 2 本、設定する予定でございます。

成果指標につきましては次期総合計画の指標とも整合を図ってまいります。

また計画を推進していく上で、消費者を取り巻く状況や直近の消費者問題を踏まえて、大柱ごとに重点施策を設定します。

重点施策についてはページをお戻りいただき、11 ページを御覧ください。11 ページの上側の表になりますが、大柱 1 の「自ら学び自立し行動する消費者の育成」については、エシカル消費の推進と、最近被害が増えています、デジタル分野での消費者トラブルの防止に対応した消費者教育の推進、大柱 2 の「消費者被害の防止と救済」については、消費者相談体制の強化、大柱 3 の「商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化」については、デジタル広告の監視の強化、大柱 4 の「消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化」については、高齢者の見守り体制の強化としております。

それでは骨子案について御説明いたします。資料は 13 ページ、A3 縦型の、右上に資料 2-3 と書かれた資料を御覧ください。

この表の左側の部分が、現在の消費者基本計画、右側に第 2 次計画の案を記載しております。

第 2 次計画のうち、真ん中辺り、「第 3 章 消費者施策の展開の方法」につきまして、詳細を説明いたしま

す。本日は現行計画から変更した部分を中心に御説明いたしたいと思ひます。

なお「1 自ら学び自立し行動する消費者の育成」というように、数字に括弧や丸囲みがないものが大柱、「(1)持続可能な暮らしの実現に向けた県民意識の醸成」というように、括弧書きの数字となっておりますのが中柱、「①エシカル消費の推進」のように丸囲みの数字となっておりますのが小柱でございます。

大柱1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」は、消費者教育の内容に当たる部分でございます、消費者教育推進計画に該当する部分となります。こちらの柱における大きな変更でございますが、「社会の変化に応じた消費者教育」という中柱4を新規追加いたしました。社会の変化の中では現行計画の中柱1から3に収まらない内容が出てきたため、新たに追加をしたものでございます。

小柱1は「デジタル分野における消費者教育」でございます。こちらではデジタル分野での消費者トラブルの増加を踏まえ、消費生活におけるデジタルリテラシーの向上でありますとか、近年被害が多く、また被害額が高額になりやすいウェブ広告やSNSをきっかけとする投資トラブルの防止について取り上げる予定でございます。

小柱2でございますが、「災害時等の消費行動における消費者教育」でございます。こちらは昨年度、南海トラフ巨大地震の警戒情報が出た際に、食料品の買い占めなどが発生いたしました。消費者教育推進県域協議会においても、このような災害時の消費行動について啓発をしてほしい、という御意見が出たことも踏まえ、今回追加をしております。

こちらでは買い占めの防止でありますとか、ローリングストックなど、災害に備えた消費者行動に加え、災害時には便乗した悪質商法というものの発生も多いことから、このような点に関する啓発、消費者教育について記載をしております。

小柱3が「カスタマーハラスメントと消費者教育」ということでございます。カスタマーハラスメントは許されることではないという一方、消費者が消費者市民社会の一員として、事業者適切に意見を伝える、ということは事業者が提供する商品・サービスの改善を促すということにもつながります。特に事業者の問題行動等に対する申し入れというものは消費者の正当な権利の行使だと考えます。本計画においては、消費者の権利擁護のため、意見の伝え方などの知識を出前講座等を通じて啓発をしております。

また、担当は他部局となりますが、静岡県では今年度、カスタマーハラスメント防止条例の策定を予定しておりますので、条例の内容とも整合を図っております。

この他、大柱1では、中柱3を現行の「消費者教育の担い手となる人材の養成」から、「消費者教育の担い手の資質向上」に再編しております。本県においては消費者教育の担い手として、平成29年度、令和4年度、令和5年度の3回にわたり、消費者教育講師を養成し、現在約70名の方に、県の消費者教育講師人材バンクというものに登録いただいております、講座に派遣をしております。

人材としては十分な数を確保できているということがありますので、本計画においては、消費者教育講師を含め、消費者教育の担い手の資質向上に焦点を当てる形に再編をしております。

大柱2の大きな変更でございますが、現行計画の大柱2の中柱1の小柱1「相談員の確保と資質向上」という部分と、小柱3の「消費生活相談のデジタル化」という部分を再編して、中柱1の小柱1「消費生活相談のデジタル化と担い手確保」にした部分でございます。

消費生活センター及び国民生活センターで受け付けた消費生活相談は、全国消費生活情報ネットワークシステム、通称PIO-NETと言われますが、こちらに入力され、全国の相談情報がこのPIO-NETに蓄積されています。来年の秋、このPIO-NETが新システムに刷新される予定でございます。この新システム導入の目的の1つに、相談員ナレッジ等の活用によって、相談員の負担を軽減することで、相談員の確保につなげていくということがございますので、デジタル化と担い手確保を一つに再編したところです。

なお、相談員向けの研修など資質向上の内容については、小柱2の「高度化・複雑化する相談への対応」の中で記載をしておりますので、引き続き実施に努めていくことに変わりはありません。

また、昨今のデジタル化の中では、全ての消費者がせいじやく性を抱えているということを踏まえまして、これまであまり啓発に力を入れてこなかった、いわゆる働き盛りの中高年、勤労世代への対応について中柱2「消費者の特性に配慮した支援」の中の小柱4に追加いたします。

大柱3は、中柱3「適正な表示の確保」の中に、小柱3として、「デジタル広告における不当表示への対応強化」を追加いたします。デジタル広告をきっかけとする消費者トラブルが増加する中では、デジタル広告の監視の重要性は増している一方、デジタル広告については日々技術も進歩しております。そのため、デジタル広告への対応の先進都県と情報交換や研修等を行いながら対応を強化していくという予定としております。

大柱4については、市町の皆様や関係団体の皆様、消費者や事業者の皆様との連携が必要という状況は、現在においても重要なことでありますので、骨子の変更は予定しておりませんが、内容を簡単に御説明申し上げます。

中柱1は、市町との連携を強化するとともに、多様な主体に参加いただきながら、地域の消費者行政を効果的に実行するため、東部、中部、西部の各県民生活センターごとに設置しております、地域消費者行政推進連携協議会に関する内容でございます。

また、教育、相談、指導のいずれにおいても、市町の皆様や関係団体の皆様との連携が、消費者行政の実施においては不可欠となります。中柱2から4においては、それぞれの分野におきまして、市町の皆様、また、消費者や事業者の皆様と連携しながら進めていきますことを記載したいと思っております。

最後に、今後のスケジュールについて御説明いたしますので、11ページ、資料2-1の裏面、「5 今後の主なスケジュール」を御覧ください。

事務局では本日委員の皆様からいただきました骨子案の意見を反映した計画案を作成いたします。

計画案につきましては、10月上旬に静岡県消費者教育推進県域協議会、11月上旬に消費生活審議会

で審議を行い、12月に県議会の常任委員会での報告、パブリックコメントを経て、最終的には2月の県の計画推進本部であります、消費者行政推進本部会議で確定していきたいと思っております。計画の公表は3月下旬を予定しております。

なお計画案につきましては、静岡県消費者教育推進県域協議会に加え、消費者団体や市町からの意見も伺う予定としております。その他、パブリックコメントも実施いたします。

その過程で、本日お示した骨子の一部を変更する場合もございますので、御承知おきください。

また、報道等でも皆様のお耳に入ってるかと思いますが、現在、本県の財政が非常に悪化し、県全体での事業の見直しというものを行っております。このような状況におきましては、これまでと同様の予算規模・内容での実施が非常に困難でございます。

このため、次回審議会でお示しする計画案につきましても、予算が十分でないということを前提とした表現が多くなってくると考えられます。

予算がない中でも、工夫などを行いまして、県民の皆様の安全・安心な消費生活の実現に向けて、消費者行政の推進に取り組んでまいりますことには変わりはありませんが、計画案の背景にございます事情について、恐れ入りますが、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○福島会長

説明どうもありがとうございました。

今は議事(2)ということで、第2静岡県消費者基本計画の骨子案、現行との違いなどについて御説明をいただきました。

この議事(2)につきましても、先ほどの議事(1)と同様ですが、静岡県の消費者教育推進県域協議会においても、委員の皆様から御意見をいただいているところです。

そのため、委員の御意見も含めて、県域協議会の靄岡座長より御報告をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○靄岡座長

再び靄岡の方から説明させていただきます。令和7年6月23日に、先ほども述べたとおり、静岡県消費者教育推進県域協議会を開催いたしまして、そこで第2次静岡県消費者基本計画の骨子案について確認いたしましたので、その内容につきまして御報告いたします。

実際のところは、今回、資料2-3で基本計画骨子案というのが出ていると思いますが、この前のバージョンの骨子案を検討したということになっておりまして、後で事務局の方から説明があると思いますが、実際にこの静岡県消費者教育推進県域協議会の方で出た意見を少し反映させたものが、この資料2-3とい

うことになっておりますので、この辺りを説明させていただきたいと思っております。

この静岡県消費者教育推進県域協議会の委員からは、協議会の際には、以下のような意見が出ております。

まず1つ目は、最近ターゲットティング広告といったものが非常に多くなっております。自分の知らないところで、自分の行動が情報として使われてしまっているものですから、情報リテラシー教育の中で、そういったテーマについても取り上げていただきたいという意見が出ておりました。

また、最近やはり生成AIというのが非常に増えてきておまして、生成AIが作ったような広告も見受けられます。そういった中では、広告をすぐに信じない、信用しないといった、いわゆるクリティカルシンキング的な考え方が大事になってくるだろうという意見が出ておりました。デジタル技術につきましては、どんどん進歩していると思っておりますが、こういった悪質商法の手口は基本的に変わらないものですから、そういったことを疑うこと、入ってきた情報をただ信じるだけでなく、疑うといったことの大切さについても入れていただきたいという意見が出ております。

本日も非常に暑くなっておまして、災害級の暑さと言われておりますけれども、大柱1の中柱4「社会の変化に応じた消費者教育」の中の小柱2につきまして、「災害時の消費行動における消費者教育」という文言が入っておりますが、ここの災害には、災害というだけではなく、最近のコロナの問題、感染症などそういったもの、戦争だとか感染症などの拡大、気候変動の影響といった負の出来事、これを広く含むべきだということ、あとは、純粋な災害だけではなく、災害に伴う二次被害についても、例えば台風で屋根が飛んだらこの点検商法みたいなものがやって来て被害が増えるだとか、水没した車を引き上げるためにレッカーで持ってきます、というような非常に安い金額で釣って非常に高い金額をぼったくると、こういった被害は県内でも多数報告されておりますので、そういった災害だけではなくて、災害に付随した出来事なども広く含める形になるように、「災害時等」という表現を入れた方がいいのではないか、という意見が出ておりました。

先ほど事務局の説明があったとおり、消費生活相談員が、今度は相談をする中で、相談者の方からカスタマーハラスメントを受けると、そういった事例なども報告されておりますので、こういった相談員を増やすことは当然なのですが、待遇や環境の改善についても盛り込んでいただきたいという意見が出ておりました。

最後に、今まで金融広報委員会の方が中心となって金融教育というものをやっておりましたが、法律が変わりまして、金融経済教育という言葉が入ったものですから、金融教育ではなくて、金融経済教育という言葉を使った方がいいのではないか、とこういう意見も出ておりました。

こういった意見が出たので、その意見を踏まえていろいろ対応していただきましたので、その対応したことにつきましては、事務局の方から回答いただきたいと思っております。

私からの報告は以上となります。

○福島会長

靄岡座長、どうもありがとうございました。

それでは今、静岡県消費者教育推進県域協議会が出た御意見を御紹介いただきましたので、その点について、事務局から回答、説明の方をよろしくお願ひいたします。

○事務局(白鳥県民生活課長)

資料 14 ページ、A3 横版の資料を御覧いただきたいと思ひます。

静岡県消費者教育推進県域協議会でいただきました御意見の対応状況ということで、一覧表になっております。いただいた意見のうち、計画本文に關係する内容につきましては、今後計画案を作成していく中での予定として記載しておりますので、御承知おきください。

まず一番左の、番号の1番と2番でございますが、ターゲティング広告ですとか、生成AIなど、デジタル分野の消費者教育に関する御意見というものをいただきました。こちらについては、いずれも大柱1の中で反映してまいります。

続いて3番でございますが、大柱1の中柱4小柱2のタイトルについて御意見をいただきました。こちらは御意見を踏まえまして、本日の資料において既に反映をしております。

4番でございますが、消費生活相談員向けの研修や待遇について御意見をいただきました。研修については大柱2、待遇については大柱4の中で反映してまいります。

先ほど座長からもありましたが、5番については用語として、金融教育ではなく、金融経済教育が適切ではないかという御意見でございます。御意見および法律の定義も踏まえまして、本計画内においては、金融経済教育という用語を使用してまいります。

6番でございますが、本計画とSDGsで關連する目標を整理する中で、エシカル消費等の内容を含む大柱1の部分に、「気候変動に具体的な対策を」ということも、關連する目標としてあげてはどうか、という御意見でございます。御意見を踏まえまして、本文の該当箇所につきまして、「気候変動に具体的な対策を」の目標も、大柱1の部分に追加したいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○福島会長

どうもありがとうございました。

それではここからは、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思ひます。

本日、議事として議題が2つございました。1つ目が静岡県消費者基本計画の総括ということで、現在の基本計画の概要と、その総括評価について御説明・御報告いただきました。

それから議事(2)ということで、今後策定します「第2次静岡県消費者基本計画の策定について」という

ことで、骨子案について御説明いただいたところになります。

これらの議事全体を通じて、あるいは消費生活に関して日頃感じていることについて、それぞれの委員から御意見を伺うことができたかと考えております。

時間の都合により、お一人当たり2分程度を考えておりますのでよろしく願いいたします。

順番ですが、本日の配付資料に出席者一覧表があるかと思えます。この出席者一覧表に沿って進めていきたいと思っているところです。最初は学識経験者の区分から始めることにしまして、まず始めに櫻田委員の方から御意見を頂戴できればと思えます。櫻田委員、よろしく願いいたします。

○櫻田委員

弁護士をしております、櫻田と申します。よろしく願いいたします。

まず議題1の方のこれまでの計画の評価について申し上げます。配布資料の4ページ、資料1・2の方で進捗状況一覧を交付していただいて、概ね目標の方が達成できておりますので、こちらについては素晴らしいなと思っております。

特に出前講座の実施であったりとか、相談員の方の研修など、消費者被害の予防という観点から本当に皆さん尽力していただいて、被害を防ぐために日々活動されているんだと思えます。その一方で、やはりどうしても、結果がどうだったのかというところで、その表の一番上の被害額というところがやはり基準値以下になってしまった。具体的には実績値で1人当たり48万8,000円の被害が出てしまってるよというところに関しては、これから次の計画を策定する上で、やはり具体的に被害の防止、あるいは、被害が生じてしまったとしてもそれを回復できるような施策を今後取り組んでいかなければならないかなと思っております。

それで次の議題(2)の今後の計画の策定についての意見の方に行きますが、ある程度こうやって皆さんの方で講座を開いていただいたり、高齢者、見守りということで取り組んでいただいたり、できる範囲で予防について対策はやっていただいていると思うんですけども、それでもやはり被害が減っていかない。やはり実際被害に遭われた方も、実際にお金を取られてしまってから初めて家族に相談すると。家族に相談して重大性がわかったところで、今度、警察に相談するとか弁護士に相談するとか、そういう実態になってしまっているの、そういうところを何とかできないかなと考えております。

資料2-2の計画案自体は、私は特にこのいただいている案で異論はございません。中身としてどういうふうに取り組んでいくかというところで、ちょっと最後にコメントしたいのですが、1つは、消費者被害というか不当な商法のやり方によっては、やはりもう犯罪というか刑事事件に該当するような件もやはりあって、最近だと訪問販売関係のもので、事業関係者が警察に逮捕されたりとかというようになっているんですが、そういう形で何か警察との連携というか、もっと刑事絡みでの被害の予防とかあるいは救済というのを、力を注いでいっていいのではないかなと個人的には思っておりまして、それで計画の大柱4の中での行政機関のパートナーシップの強化であるとか、あるいは大柱2の方で、消費者被害の防止ということでうたわれ

ているので、その中身として何か警察の方との連携の強化というのを図ってもいいのではないかなと思いました。

それが1つと、全然弁護士業ということは関係ないんですけども、やはりこれだけ暑くなっているというのもあると思いますし、個人的には食中毒のニュースをよく最近見るかなという印象がありまして、具体的に言うと、ノロウイルスのニュースとかアニサキス関連のニュースを最近よく見るなど。今言ったようなものはアルコールの除菌だけでは効果がないものなので、そういったアルコールが効かないような分野に関しても食の安全確保のための指導というところも注力していただいて、より皆さんが食に関して安全・安心を感じて飲食できるような環境を整えていただけたらいいなと思いました。

○福島会長

櫻田委員、どうもありがとうございます。

それでは引き続き、小楠委員、御発言をよろしくお願いします。

○小楠委員

私からは、議題(2)と言ったらいいのでしょうか、これからの基本計画について、いずれも意見になろうと思いますが、申し上げます。

お手元の資料の2-4を御覧いただいて、その中の1と2の意見に関連するんですが、ここに私、当時、国の第5期消費者基本計画見てなかったものですから触れなかったのですが、ぜひ、ダークコマーシャルパターンというのも盛り込んでいただけたらと思っております。それがまず1点目。

2点目が、今お話を聞いていて、そうなんだと思った点になるんですが、今度資料の2-3を御覧いただいて、買い占めみたいな話がありました。大柱1の(4)②のところ、備考欄のところに「買い占めの防止」というのが加えていただけというお話がありつつ、広く消費者の皆さんに啓発をというようなお話があったと思うんですが、それもやっていただきながら、ここで触れるのが妥当かどうかちょっとわからないですが、啓発だけだとおそらく限界があるので、かなり難しい議論かもしれませんが、報道協定みたいな形で、そういう買い占めが起きているという情報が氾濫することで、エスカレーションしていきと思っていますので、そういうときは公益ですので、マスコミなんかと一緒に協力してエスカレーションを防ぐというようなものも、御検討をいただくような形を取ればな、と個人的には思いました。

それから、資料をさかのぼりまして、お手元の資料2-1の2枚目、11ページの上側になるんですが、これも意見として、消費者基本計画、本当に行政の皆さん中心に頑張って作っていただいて本当にありがたいんですが、県民の皆さんにこれが広く知れ渡っているかという点、必ずしもそうではないと思ってるんです。せっかくこういういいものを作っているのに、ただ、私も多分にそうなんですが、漏れなく伝えたいということで一生懸命書くと、分量がすごく多くなって、そうするとダイジェスト版で、今日もA3の横のものを作っているんですが、年代によっては、これを見ても、ちょっとわからないというか、分量が多すぎるという感じもあるので、その中で、この資料のこれぐらいの分量で、年代によってはもうちょっと言葉遣い

なんかも工夫して、小学校高学年ぐらいからは、十分こういうのをお伝えすることが可能だと思うので、場合によったら1個1個、もうやばみちゃんなんかも使って動画を作ってもいいと思うんで、ぜひこれぐらいの分量で、県民の皆さんに骨子だけでも、わかりやすく伝える、年代ごとに分量とか用語とか、伝え方も文字なのか動画なのか工夫していただきながら、基本計画できた後になろうと思うんですが、そういうのも一緒に作成してもらって、それをツールとして県民に周知していくっていうのも御検討いただければというのが意見の3つ目。

2分と言われて、多分超えてますが、最後に1点、やはり事務局からお話があった最後のところで、予算がという話がありました。私も、送られてきた資料を見たときにすごく頭を悩めたんですが、本当にたくさんいろいろある中で、それを行政の職員の人数も限りがあるし、おそらくそれを資本と呼んでしましますが、ここに投下できるお金も含め資本も限られている中で、すごくたくさんをやらなきゃいけないとなると、大変だと思うんです、正直。無理は長続きしないというのが、多分一つの真理だと思うので、私はあんまりその事業仕分けとか選択と集中ということは好きではないんですが、そういうようになってしまうかもしれませんが、県としてやらなきゃいけないこと、市町がやらなきゃいけないこと、あるいはそれぞれが得意なこと、それぞれ苦手なこと、そういったものを少し洗い出したり探して、そういう観点から分担っていうもの、あるいは連携っていうものを次期の消費者基本計画に反映できないとしても、次の4年間でそうしたものを検討していただいて、第3次の計画では、そういう発想も何か考えていただけたらと思いました。

○福島会長

御意見どうもありがとうございました。

それでは続きまして、奥田委員から御意見を頂戴できればと思います。よろしく申し上げます。

○奥田委員

県立短大の奥田です。

私は短大で、福祉、介護、保育の分野で活躍したいという学生に、それぞれの専門の科目の中に消費者教育を無理やり押し込んで、なるべく多くの学生に消費者としての自立ということを目論んでおります。授業の一環として、高齢者のお集まりになる居場所であるとか、サロンであるとか、静岡市だとS型デイサービスのような場所に行きますと、そこでは消費者被害に遭わないためにということで、盛んに福祉関係者がお話をする機会を持っていて、非常に頑張ってらっしゃるなということの間近で見ることができて、県の消費者教育の取り組みが進捗してるなということを実感できますとともに、学生に対しては、できればそういったところと一緒に出かけに行って、学生から消費者被害について、高齢者に対して説明できるように、自分たちが学んだことを伝えていけるようになればいいなと思っておりましたので、人材がどこも足りない中で、大学生も使っていただけるといいのではないかと感じました。

それで、学生はエシカル消費、これはあまりよく知らない学生が多いんですが、SDGsに関してはかなり勉強しておりまして、学習のレベルでは非常によく知っております。そして聞いても理解していると言うので

すが、では「使う責任、作る責任、自分自身はそれをちゃんとできているのか、身に付いているのか」ということを聞きますと、アンケート調査では「できている」という答えが結構多くて、「そうなの？」とびっくりするのですが、現実には、大学の教室で誰もいないのにエアコンがつけっぱなしであったり、電気がこうこうとついていたりということがよくあります。私は電気を消して回り、エアコンのスイッチを切って回りということをしている中で、「どこに身に付いてるんだろう？」と疑問に思っていて、つい最近も造形の授業で、直径15cmくらいの木の実のモチーフを作ろうとした学生が、四つ切画用紙を半分に折って、紙の真ん中を切りぬいて作りました(残った紙は中心だけドーナツの穴のように切り取られています)。これをもってして、あなたは使う責任を果たしてるのか、と私は聞きたい。紙の端っこを使えばいいじゃない、と思ったわけです。

こういうことを日々目にするものですから、その度になんかしては、これじゃいけない、ちゃんとエシカル消費のことを話す時間を取らなくてはと思っては授業で話し、レポートを書かせると、非常によくわかった、これから生活する上で気をつけていきたいと書くのですが、なかなかそれが身に付いてないということをししばしば感じるものですから、色々な消費者教育講座というのを単発で行っているところには、それぞれに感じることもあって、学ぶものがあるが、おそらくもっと根っここのところで、幼稚園だとか小学校低学年ぐらいから、まだ消費者というにはあまりにも幼い時点から、やはりエシカルということを身につけるための環境が、今圧倒的に不足しているのかなど感じます。親御さんにも時間的な余裕がなくて、紙はこういうふうに使うんだよと教えることもなく、学校の先生も教えるとはいけないことをこなしている中で、紙の使い方というのを、ゴミが出るからね、ぐらいまでしか言えない。その残った紙はどうするのかというのを、綺麗に分別して再利用できている先生もいるかもしれないし、全く整理できてない先生もいるかもしれないしで、本当に些末なことなんですけど、自分の行動がどうエシカル消費に結びついていくのか、それが世界をどう変えるのかということまで考える機会がまだまだ足りないんだなということを痛感いたします。消費者教育と言われているところの、一番表面のところはすごくよくされてるんですけども、やはり一番根っここのところを何とかしていきたいというのが非常に強い思いです。消費者教育のターゲットについても、今まで小学生ぐらいまでおりましたけど、多分それも5、6年生ぐらいだと思いますので、もっと小さい頃から、ゲームなどを使って、エシカルな消費行動がうまくいくとゲームで点数が高くなるというような、子供にとっては報酬のあるような形を通して身につけさせるとか、いろんな方法があると思います。本当に基本的なところなんですけれども、そういうところに目を向けていただき、行動レベルで、ちゃんとエアコンのスイッチが消せる人、教室に誰もいないと思ったら電気を消せる学生に育ててほしいと強く思っておりますので、計画の中にもそういったことが少しでも取り入れられればと思っております。

○福島会長

御意見どうもありがとうございました。

非常に貴重で、大切な御意見が続いているところなんですけれども、ちょっと時間が押している部分がありまして、2分とは申しませんが、3分ぐらいで御発言いただけると幸いですので、司会からお願いということでよろしく願いいたします。

次に山本委員の方からよろしくお願いいたします。

○山本委員

静岡新聞の山本と申します。改めて、両方にまたがるような質問であり、意見でもあるんですけども、まず新旧の計画で、両方とも、大柱1のいの一番にエシカル消費と出てくるわけなんですけど、私のイメージとして、消費者問題や計画という、やはり消費者被害などが頭に浮かびます。その中であえてエシカル消費というのを最初に持ってこられたのには、何か経緯があるのではないかと思ひまして、その辺りをお伺いしたいと思います。

それと、最初の説明の中で、エシカル消費の普及が今ひとつ、認知度が低いというようなお話ありましたが、これは何かそういう調査をやっているのか、何か体感に過ぎないのか、その辺りのことも教えていただきたいのと、あと、どういうことを今までやってこられたのか具体的に教えていただければと思います。

もう1点、これは消費者被害の防止と救済の新しい骨子案の方ですけども、そこに勤労世代への対応と追加で盛り込まれたということについては、考えてみると、やはり学生や高齢者に対してはかなり教育の機会があると思いますが、普通に会社に勤めていると、いろんな消費者への脅威に対して、あまり教育を受ける機会がないまま生活を送っていると思うものですから、ここを具体盛り込むとするとどういうことをやっていくのかな、どういう形でやっていくのかなというところを聞かせていただければありがたいと思います。

○福島会長

ありがとうございました。今御質問もあったと思いますけれども、ある程度発言がまとまったところで、事務局の方に御回答いただければと思いますので、ひとまず御意見を頂戴する方を先に進めたいと思います。

それでは次に杉山委員の方からお願いします。

○杉山委員

常葉大学の杉山です。よろしくお願いいたします。

議事(1)の HACCP の実施状況監視率について1つ質問なのですが、100%とありますが、監視計画件数に対して実施した件数が100%だった、という理解でよろしいでしょうか、というのをお願いします。

それから、ちなみに計画件数がどれくらいか、その件数を教えていただけたらと思います。

これに関しまして、監視指導によって、食の安全を確保する体制を整えているということですので、消費者には食品を無駄なく消費してもらえることが、大切だと思います。引き続き、現行の計画にあります、食品ロスの削減につながる取り組みも継続していただきたいと思っています。

それから、現行の計画の中に食品表示についての記載がありましたけど、事業者が基準に沿った表示をすることはもちろんなんですけども、消費者が食品表示を読み解いて理解することで、安心して必要な食

品を自ら選ぶことができ、食品ロス削減も含めて、エシカルな消費につながると考えています。

私が所属する学科では、栄養士、管理栄養士を含めた食の専門家の育成を教育目標としていますので、食育、食の安全確保、正しい食品表示が実践できる人材、またそれらを消費者に伝えられる人材を育成することで、多少なりとも消費者行政に協力できるのではないかなと考えています。以上です。

○福島会長

ありがとうございました。

それでは学識経験者の枠も最後ということで、豊岡委員から御意見いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○豊岡委員

三島市長を務めております、豊岡と申します。

本当に事務局で大変熱心に基本計画の第1次、そしてまた今回第2次の案を作ってくださいまして、大変感心いたしております。

内容につきましては、本当によく理解できるわけですが、この中でも高校生、生徒たちへの消費者教育とか、あるいは様々な消費者に対する教育の関係がたくさん出てきます。

どうしても、何か問題が起きて、それを相談員が受けて、相談して解決していく、どうしても後手後手後手になっているような消費者対策ということが多いのではないかな、というところを日頃思っているところがございます。ですからもう少し先手を打っていくということが大事じゃないかなと思います。

実は昨日、行政関係のビジネスピッチというものがありまして、たくさんのデジタルを行政のこういったことにも使えるんじゃないか、というお話をたくさん聞いたんですが、特に対談がありました。XさんとGoogleさんともう1社の人たちが、「ショート動画をどんどん使った方がいいですよ」、ということをおっしゃっていました。だから何かトラブル、何か問題あるとなったら、すぐショート動画にして、特に若者を中心として流していくというような、情報発信の分野がこの中にあるのも良いのではないかなと思いますので、御検討いただければと思います。

エシカル消費がまったくできていなくて、まったく今日は頭が痛かったんですが、これから気をつけていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○福島会長

どうもありがとうございました。

それではここまでで、学識経験者の方から一通り御意見を伺ったということになるかと思えます。山本委員、それから杉山委員から御質問がありましたのでその回答と、その他にもいろいろ御意見をいただきましたので、何か事務局の方からコメントがあればいただきたいと思えます。あわせて、杉山委員の御質問に

対しては、陪席していらっしゃる衛生課の方から御回答いただけるとのことですので、回答をお願いできればと思います。では、事務局の方からよろしくお願いします。

○事務局(白鳥県民生活課長)

県民生活課の方からお答えをさせていただきます。

櫻田先生の方から、警察との連携をというお話があったんですが、基本的にはこちらの方の部局で行っている行政処分に向けた調査と、警察の事件化に向けた捜査というのは目的が異なってくるというような事情がございます。県が行政処分を行う場合に、警察の認定したものであるのをそのまま使えばいいんですけれども、ただし入手した情報というのは裁判になったときに証拠能力の問題で、ちょっと問題があるということで、そのまま行政処分をできないというような事情がございます。ただ、警察が事件化したようなものというのが、やはり悪質な事業者であると思われるので、消費生活センターに寄せられた相談情報等の中から、行政処分できないかという可能性も含めて検討しているところでございます。

また、悪質事業者、先ほど逮捕された事例があるというようなお話もありましたけれども、逮捕とか刑事罰に合わせまして県の行政処分をするということが、二重ですということが、やはり有効であると思われるので、警察とは引き続き情報交換をしながら、こちらとして行政指導、処分につなげられるように努めてまいりたいと思っています。

エシカル消費を一番先に持ってきた理由ということでございますが、やはり計画ですと、消費者被害をまず一番に持ってきている計画というのが他県でも多いと聞いております。ただ、計画というのはやはり未来を見据えるものでもありますので、前向きな感じを出したいということもございまして、先ほど柱の中での言葉として、自ら学び自立し行動する消費者を作りたい、ということがありますので、そういう意味で、エシカル消費といいますと、よく皆さんが言ってるのはエコバック持ってるよとか、地産地消だよとか、自らのその身近な行動から変えていきましょうということですので、そういったものを前面に出して、消費者市民社会の実現、ということで、教育の目的として大きいと考えておりますので、一番先に持ってきたというような事情がございます。

エシカル消費の認知度につきましては、県庁の広聴広報課というところで、インターネットモニターアンケートというものを行っておりまして、その結果ということになります。これを見ますと、エシカル消費を知っているかどうかですが、令和3年度が20.8%、その後令和4年度が27.9%、令和5年度が25.2%、令和6年度が27.5%というような形で、令和3年度と比較すればだんだん上がってきているような状況にあります。ここ3年間はほぼ横ばいというような状況が見られます。

年代ごとにいろんな教育をした方がいいよというところではあるんですが、いろいろな世代で今まで高齢者向けとか、学生向けという形で出前講座を行っているんですが、最近ですと、勤労世代、私たちみたいな働いている世代は、家事をやったりとか働いていたりとか、介護をしないといけないとか、時間がないということがございますので、なかなか出前講座を行ってこれなかったということがございました。そこで今年度、鉄道で見られるような広告でありますとか、街中にビジョンがあるかと思うんですが、ビジョンなど、あ

とはインターネットで見られる広告で、動画を作りまして、よくある事例として配信するようなことを考えておりますので、そちらを見ていただければなと思っております。

あと、去年とその前に作った、先ほど鶴岡先生にも言っていたんですが、「ちょっと待った！やばみちゃん」という動画のシリーズがあるんですが、そちらについても今年度、SNSの広告として配信するようなことを考えておりますので、皆さんの目に留まるといいなと思っております。

以上です。

○衛生課 寺井食品乳肉衛生班長

衛生課の寺井と申します、よろしく申し上げます。

まず、杉山先生の方から御質問がありました、消費者基本計画の指標となっておりますHACCP実施状況監視率というのは、毎年衛生課では、監視指導計画を定めておりますので、その目標監視件数分の実際に実施した監視数という形になっております。それは毎年実施ができておりますので、100%達成できております。

食中毒に関しまして、櫻田先生の方から御意見をいただきまして、HACCPというのは、事業者が食中毒予防のために、自らが実施する衛生管理を定めたものですが、その中にノロウイルスを予防できるような手洗いが含まれています。今大変ノロウイルスの食中毒が多くなっておりまして、衛生課としても対策が必要と思っております。ノロウイルスには、アルコールが効かないものですから、予防するのは手洗いが最重要ということで、HACCPの衛生管理計画の中に、正しい手洗いを定め、事業者の方にきちっとした手洗いをやっていただくように、来年度以降も啓発に努めていきたいと思っております。

もう1つ、食品表示の点で、杉山先生から、御意見を頂きました。正しい食品表示について消費者が理解できるように伝えることが大切という貴重な御意見ありがとうございました。衛生課としまして、タウンミーティングなどで、実際に消費者の方とお話をしながら、啓発に努めていきたいと思っております。

○福島会長

事務局の方、それから衛生課の御担当の方から回答をいただきました。どうもありがとうございました。

それでは引き続き、委員の皆様から御意見を伺うということで、次の消費者代表で、オンラインで参加してくださっています山岡委員から御意見を頂戴できればと思います。よろしく申し上げます。

○山岡委員

消費生活アドバイザーの山岡美須永です。

私は同時に消費者教育講師もさせていただいておりまして、今、活動指標を見ていて、やはり、大柱1の「自ら学び自立し行動する消費者の育成」というところが、やはり大きいのではないかと感じております。

消費者教育講師として、高校生、一般、あるいは高齢者、新入社員に教えております。どの年齢でも最初

に教わったことはよく覚えているので、そのタイミングで、やはり消費者教育に行くということ、講座をすることが大事かなと思っております。

特に高校生、大学生は、静岡県のやばみちゃんとか消費者庁とかの動画を入れています。やはり口でどれだけ言うよりは、若いお子さんは動画を見た方が、自分ごととして捉えることができるようです。動画に関しては、県でもいろいろと工夫を凝らしてくださっていますので良いことだと思っております。

高齢者もどういうわけか、同じ動画ではないですが、他人事のような顔をして観ていますが、時々涙ぐんでいる人がいるということは、自分が同じ被害に遭ったことがあるのではないかと見ております。尋ねはしませんが、そういうことも客観的に見られるなということを感じているので、消費者講座は大事かなと思っています。

あわせてこのパートナーシップの消費者安全確保地域協議会設置というのを進めていただければ良いのではと。評価区分が黒丸になっており、2025年目標値16市町と書かれているので是非進めていただきたい。介護施設もそうですし、高齢者を、あるいは介護をしなければいけない立場にある方たちには、このネットワークがあることによって、早く消費者被害に陥っている方を見つけて、市町、県とつながりやすいということを知っています。また私たち消費者教育講師ともつながりやすいということを知っていますので、進めていただきたいことだと思っております。

私自身、講座をするときにエシカル消費は、苦手だなあとか思い、いつも参加を拒否しているんですが、学術的に喋ろうと思うから難しいのであって、私たちの年代だと、農家の事を考えたり、これは大事に使おうとか、もう少し残しておいて使えるんじゃないかという、もったいない精神があります。エシカルという言葉がちょっと先に浮いてしまっていて、もう少し生活者の足元、基盤を整えることに使ったらどうなんだろうかと日々思っております。

私、実はちょっと防災の方もボランティアしています。防災食というと、みんないきなり買いに走るのです。そうではなくて、家庭にあるものを防災のときにどう役立てればよいか、もっとわかりやすく言えば、災害が起こったときにそんな慌てず日ごろ備蓄しているものは各家庭にすでにあるのです。買い足すのではなく、まず冷蔵庫の中のもの食べる、次に冷凍庫のもの食べる。次にそこら辺に転がっているジャガイモとか野菜とかそういうものと、缶詰とを合わせて食べるというような工夫を、それこそ自ら考えて、工夫をすれば、一番最後に防災食、アルファ米とかを食べます。今あるもので1週間食べ繋げるのじゃないか？ということを知っています。またSDGsにつながります。

わざわざ買って、賞味期限が切れたからと言って捨てなくても、「日々の生活を考え直せばできるのではないか、自分で考えてごらん」ということは言っているので、そういうことがやはりエシカルにつながるのではないかなと思っています。最大の防災はエシカルだと思っています。日々の暮らし、家財とか家の建物とかをきちんとしておかなければ、災害のときに壊れて、自分も大変、お金も大変、市町も大変、県も大変、国も大変というような、最大のマイナスを背負うわけですから。それを考え、お金の使い方、あるいは未来へ、今の社会を、生活をつないでいくにはどうしたら良いのかということ、防災を絡めて講座をできるのでは

ないかと。さっき災害ということもおっしゃったものですから、伝えていくのも良いかなと。

私は勝手に防災のときに消費も絡めて話はしていますが、そういうこともありかなあと。1つのことだけではなくて、やはり生活者というのはいろいろなことが絡んでいる、消費期限、食品の安全はやはり必要な知識としては難しいことになってくるのかもしれないですが、わかりやすい説明を、年齢、そのステージに合わせて伝え合わせて行けば良いのかなと思うのです。

最後に、経費の問題です。お金をかけない教育とはどうすればよいか。大学生が学んだことを今度は高校とか中学に行って教えてあげる、今度は高校生のお子さんが、小学校に行って教えてあげるというような学び引き継ぎというんですか。それをすれば学びが自分のものになるし、また教えることによって繋いでいくという効果で良いのではないかと考えております。

○福島会長

どうもありがとうございました。

それでは会場にいらっしゃる稲垣委員、よろしくお願いします。

○稲垣委員

稲垣です。私、今年の6月の末に県生協連の会長を退任いたしまして、今度の会長は長く県生協連で常務理事をしていただいていた女性の中村さんになりました。ぜひ能力の高い会長ですので、よろしくお願いいたします。

私は次の消費者基本計画について、思いを述べたいと思っています。この消費生活審議会でも継続して発言しているのは、消費者・事業者・行政機関の共創だということが明記されていて、そこにやはり生活協同組合が大いに関わっていきたくと思っています。これは生協の使命でもありまして、消費者がやはり権利向上、あるいは生活向上という、当然やはり生協もきちんとやるべきだ、事業者としても安全な食品を提供するというのは当たり前のことなんだということを思っていて、定期的な県民生活課との話し合いとか、エシカル商品の普及等で取り組んでいますので、引き続いて進めていきたいと思っています。

特に意識してるのは、多くの今日は発言がされましたが、非常に難しい用語を使う方が多くて、エシカル消費って一体なあにというのは、生協のユーコープの組合員さんが小学校で教える、あるいは絵本を使うとか、小学生でもわかるような言葉を使わない限り、なかなか普及できないんじゃないか。まず一部なんですけど。同時に、SDGs、新しい言葉でもあるんですが、枕詞でSDGs達成、ウェルビーイングの向上とか、SDGsの達成に向けという枕詞はいいが、SDGsと使えばそれで全部覆ってしまうような表現とはいかがなものか。県生協連の方針はSDGsのそれが17の目標のどこにあたるのか。何の具体化なのか、全部を網羅しているのかということについてやはり、よりSDGsって何、その中の何の達成が何の目標なのというのは、ちょっともっと理解していただくことが重要なのではないかと。

もう1つ意見は、県生協連はフードバンクふじのくにの構成団体として、会長が副理事長になってるんで

すが、このフードバンクふじのくにはなかなか幅広い連携組織がございまして、静岡県下の社協と全部つながっているってことと、こども食堂だとか団体とつながっているだとか、1つ1つの枠にとどまらない組織でございまして。

ただし、貧困だけではなくて災害時にはすぐ応急便を出すとか、様々なところで活動しているのでありまして、要するに1つの枠にとどまらない団体などとの連携はどうすればいいのかなとか、県行政の、僕も理解できないのもあると思うんですが、少しやはりそういった県生協連や、あるいはフードバンクふじのくへの活動との連携の項目だとかを考えてもらえたらと思います。

最後は本当に、横文字が多いと私も高齢者の1人なので、いかにわかりやすくするか、朝ドラのあんぱんではないですが、漫画で見てわかるぐらいのやはりわかやすさを、横文字でぜひ、くれぐれもこういうふうに理解したらいいと、先ほども言われてましたけれども、様々な点で、そういう努力を行政としてお願いしたいなと思います。

○福島会長

どうもありがとうございます。続きまして平松委員、よろしくお願いいたします。

○平松委員

平松と申します。よろしくお願いいたします。

毎日暑いですね。気象庁というのはどうなっているのかと思って、ちょっと調べてみましたが、150年前だそうですね、気象台ができたのが。それで明治8年6月にできたそうでした、それで、気象業務を今までずっと行ってきたさっているんですが、私たちは暑いね、暑いねと言ってますが、この仕事をやってらっしゃる方も大変。いろいろ、今は機械化になったでしょうが、その当時は人がそれぞれ記入したり何かして、それを総合したりして大変だったと思います。本当に御苦勞様でございましてという感じでございまして。

それからこの暑さのために、食品価格が上昇いたしまして、猛暑による高温や雨が少ないということで、農作物が影響しまして、品不足ってということが起こってくるということが懸念されるそうです。今後のお米のこともそうです、本当に気がかりでございまして。

それで暑いものですから、屋内レジャーの需要が多くなって、映画館が満員だそうです。それで遊園地は減少しまして、熱中症のリスクでしょうが、いろいろ変わってまいります。

私も熱中症を避けたりしまして、エアコンと扇風機を併用しております。今度の電気使用量の伝票を見るのが怖いぐらいです。きっとたくさん上がってるだろうと思っております。

それから、8月に食品の値上げが1,010品目あるそうでした、それが10月、11月まで続くそうでした、品物は調味料や牛乳だそうです。塩も上がるそうでした、大変でございまして。11月までの値上げが1万9,416品目だそうでした、これは2万品目になるではないかということで、超えれば23年以来2年ぶりとなるそうです。これは新聞で読みました。

○福島会長

御意見どうもありがとうございました。続きまして西崎委員の方からよろしくお願いします。

○西崎委員

連合静岡の西崎でございます。よろしくお願いします。

様々御意見を伺っている中で、1つだけ、感じたことのみを喋らせていただきたいと思います。

冒頭に、消費生活相談における被害額がなかなか目標値に近づいていかない、あるいは増加しているというお話がありました。様々要因はあるでしょうが、1つ、知らないことによって被害に遭ってしまうとか、何かを知らないことによって、損をしてしまうということもあるんだらうなと思います。そういった意味で言うと、消費者教育だとかが必要だねということになるんでしょうが、もう1つ、第3章で言うところの、多分1の(2)になるのかなと思いますが、この啓発だとか教育というのに加えて、周知だとか広報だとかということもおそらくやっていたのではないかなと思います。

私ども労働組合の団体ですので、そういった周知だとか広報の部分をお手伝いできるのかなあなんていうふうに思って聞いていたんですね。なので、例えば周知するためのこんな動画があるから見てねとか、今周知するためのこんなチラシを作ったんで読んでねというところの仲介のお手伝いというか、我々を通じて例えば組合員さんに配布するだとか、周知するだとかということも可能なのかなと聞いていたものですから、ぜひ我々を活用していただければと思います。

○福島会長

ありがとうございました。続きまして谷口委員、よろしくお願いします。

○谷口委員

消費者団体連盟の谷口です。

質問とちょっとお願いがございまして、30 ページの上部に、「SDGsとエシカル消費」の囲い込みの中で、フェアトレード商品や授産品の購入とあります。この授産品という項目を、授産製品にした方がよろしいんじゃないかと思うのですが、いかがでしょう。

それから、私どもの団体は、SDGsの12につきまして、「つくる責任、つかう責任」と目標が掲げられていますが、うちの団体では出前講座を実施して、エシカル消費、それと先ほどから問題になってる詐欺の話、こういうのを継続してやっております。

あとは消費者被害防止の中に、不当表示ウォッチャーというのがあるんですが、新聞の折り込みチラシなどですが、こういうものを行政の方に報告しております。

それから、お米の販売状況や価格などにつきまして、全国消費者団体連絡会から調査依頼がありまして、これをそちらに報告してるんですが、県の方からは依頼が来ません。特別こういうことは調べなくてもよろ

しいということでしょうか。それとも、連絡会の方に報告したものを、県の方に、こういうことやりましたよという報告をした方がよろしいのでしょうか。

○福島会長

どうもありがとうございました。事務局に対する質問も含まれていましたけれども、後でまとめてということにしまして、次に進めたいと思います。

オンラインで参加していただいております山田委員から御意見いただければと思います。よろしくお願ひします。

○山田委員

静岡県介護支援専門員協会の山田です。ケアマネージャーの団体です。私たちは、高齢者の皆さんの支援で日々直接関わっているものですから、私は包括支援センターというところの職員で、特に消費者被害についての啓発等にも力を入れてますけど、どれだけ啓発に力を入れてもなかなかなくなる、どうしてこんなことで引っかかってしまうのかしらというところで、まだまだ課題は多いのかなと思っております。

そのためにも、繰り返し適切な情報を、皆様にお伝えできるように、市町の消費生活センターさんや行政と協力して、伝えていけたらなと考えています。

そして見守りについてですが、やはり地域の高齢者さん、本当にスーパーとか、お店で買い物にも、買い物もデジタルになって困っちゃってるよとか、そういう方もいて、買い物行くの嫌になっちゃうよという声もあるので、ちょっとした優しさとか気遣いができるような事業所さんが増えると嬉しいです。

あとは、エシカル消費については高齢者部門ではなかなか話題にはなっておりませんが、皆さん本当もったいない精神というのがあると思うので、そこを意識してお話していければと思います。

○福島会長

ありがとうございました。以上で消費者代表の委員の方からお話を伺いましたけれども、事務局からの回答は先に回しまして、引き続き事業者代表の方から御意見いただければと思っております。

恐縮なんですけれども、一応、1人当たり2分というところで、よろしくお願ひいたします。それでは、市川委員、お願ひいたします。

○市川委員

手短かに申し上げます。まず私の方も、商店街連盟の県の副会長をやっておりますけれども、やはり宣伝とかポスターとか、お年寄りも多いのが現状なものですから、デジタルでも結構なんですけれども、そういう点、エシカル消費であるとかそういった消費者団体に関することは、もしよろしければ言っていただければポスターなり何なりを貼ることはできます。県内全域にありますのでよろしくお願ひいたします。

それからいろいろを聞いておりますと、やはり1点あるのは、やはり教育ですよね。小さいときからの教育、

消費者というのは、子供からお年寄りまで、全部、全世代においてあるものだと思いますので、小さいときからの教育のやり方、一般的に言いますと日本は世界から見て、金融教育も遅れているということがありますので、それよりもっと大事なことは、やはり小さいときからもったいない精神といいですか、SDGsに関わるようなことを、限りある地球を大事にしていくにはどうしたらいいか、私ども、包装容器リサイクル法なんてのも一生懸命やっておるんですけども、やはり皆さんでやらないと駄目なものですから、消費者教育というのは、1人1人が自覚を持ってやらなきゃいけない、それにはどうしたらいいかという、手っ取り早く考えるには、やはり小さいときから、幼稚園、小学校からの教育かなと思います。

○福島会長

どうもありがとうございました。続きまして森下委員、よろしくお願いいたします。

○森下委員

静岡大型店・スーパーマーケット連絡会の会長の森下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

個人的には静鉄ストアの社長でございます、皆様お世話になってございます。先ほど稲垣委員からお話ございましたけれども、SDGsの17の項目を全てチャート化しまして、当社では100年構想、100年後も皆さんの生活を守っていこうということでチャート化して、ここに書いてある内容について取り組んでいるということでございます。

その1つの中に小規模店の、歩いて来られるお店ということで「KITE-GO」という商店を作ったりとか、あるいは「とくし丸」というもので訪問販売をさせていただきまして、今日市長がお見えになっていますが、昨年、三島市様と高齢者の見守りネットワークの協定を当社と結ばせていただいて、まず安否の問題と、先ほどからお話が出てございますお買い物の御相談といいですか、そちらの方にも関わらせていただいているところでございます。

1点、ここには書いてないんですけども、実は当社ももう5カ国ぐらいに商品出してまして、すごく思うんですが、今、JTBの旅行の取扱いだとかじゃらんも高かったりしたり、インターネットの旅行サイトでも、実はエクスペディアとかトリップドットコムとか、海外の事業者がどんどん出てきてまして、これは旅行に限ったことではなくて、いろんな消費で海外の事業者が増えてございます。今日、現場でいろいろ御苦労されていますセンターの皆様がお見えになっていると思うのですが、相手が日本人でないということが、今後もっと増加していくということが考えられますので、そこら辺の対応を、特にセンターで頑張ってもらってる方々の情報を頂戴したらですね、日本語が通じなかったり、あるいは予約したんだけどこれは入っていない、逆にキャンセルできませんとかということなんです。この辺りの、グローバル化に対する対応ができればと思います。

○福島会長

ありがとうございました。続きまして高橋委員、お願いします。

○高橋委員

磐田の商工会議所から参りました、高橋でございます。

私は商工会議所の副会頭という立場ではありませんけれど、企業も実は長くちょっと社長やっておりましたものですから、その点で先ほどちょっと引っかかっていたのは、やはり予算が十分でないという御発言があったと思うんですけど、であるならば、優先順位付けましょうよと、そういうこともやはり必要ではないのかなと思います。ですから、全てに5%カットするということではなく、やはりどうしてもここは譲れないというようなものを順番でまずお示しただければいいかなと思います。

と同時に、やはり今、先ほど、ちょっと横文字が多いというお話がありまして、実は私も化学工業を持っていますので、結構横文字の専門のものがすごく多いんですよ。そうするとこれは何？ということは結構質問してあります。ですからもう私は自分で検索して調べてやるのですが、もしよければ、注意事項のところに注意書きで、こういうことですよということがあったら親切かなと思います。

それから、文章を確かにずっと並べて書いてますと、これで何を言いたいというのがよくわからないところですので、私は動画をうまく使うということも1つツールとしてはいいのかなと思います。

それから自分も高齢者になっておりまして、この頃は病院に行くことが多いです。そうすると病院で何が起きているかという、実は待合室がものすごい人が多いんです。これってうまく使えないかな、いろいろな情報の発信源として、病院の待合室みたいなのところに、何かちょっと置くとか、何かこう、市町の方たちとも県と協力していただいて、そういったところで、いろいろなことを発信できるような場にしていただければいいかなと思っております。

○福島会長

ありがとうございました。続きまして倉田委員、よろしく申し上げます。

○倉田委員

倉田です。先ほど奥田先生のお話ですとか、あと市川委員のお話を聞いていて、はっと思つての実体験ですが、私ども木工製品を作っているのですが、先般、お寺さんが運営している幼稚園に遊具を収めたのです。その前に10年ぐらい使っていた遊具がありまして、それは大工さんが一生懸命作った遊具ですが、その幼稚園の先生の教育もちゃんとすると思うんですが、長年使った遊具なので、子供たちに、そこに絵を描いて、描いた部分を残して欲しいと言われました。本来だったら全部処分するんですけども、一部残して置いたんです。そうしましたらその後、私たちの製品が完成して現場へ行きましたら、その絵を書いて残した部分を、子供が使えるテーブルと椅子に作り替えてあったんですよ。これはもうまさしくエシカルだなと思つて、そういうことがちゃんと教育できる幼稚園さんなり、曹洞宗のお寺さん、これ富士川駅のすぐ近所の幼稚園さんなんですけども、例えばそういう事例を、県民だよりみたいなものに、自薦、他薦とかで公募するというか、推薦していただいて、皆さんに目に触れるところへ、そういうふうがいい取り組みをされてるところは、ちゃんと宣伝されるべきじゃないかなと思ったので、これちょっと実体験ということで、申し上げました。

○福島会長

ありがとうございました。続きまして山下委員、よろしくお願いします。

○山下委員

私は静岡県経済農協連合会ということで、生産側の立場ということで出席をさせていただいております、山下と申します。

基本計画を拝聴して、私ども自身も生産側の立場であると、当然、食の安全、農産物とか農畜産物の出荷する方の立場、生産する立場でありますので、しっかり安全なものをお届けしないといけない、もちろんそういうことをしておりますので、引き続きやっていけないといけないということ。

それから、大柱1の中であった買占めとかいう話、あるいは特に生鮮品に対してはお米も然りですけど、やはり敏感に消費者の皆さんも非常に反応されるということで、お米がなくなると、我大変だということで、今回のような騒動というか、高値もあったのかなということだと思いますので、これは食品に限らず、以前はティッシュペーパーがなくなったり、トイレトペーパーがなくなったり、コロナのとき、南海トラフのときとか、いろんなパニック的な行動が起きるということで、やはり消費者の皆様の教育というところがおこがましいですが、こういう実態も研修していただければありがたいなというところではあります。

これを私どもの立場で言うと食育と言って、小学校とか幼稚園の子供たちに農業生産現場がどうだとか、畜産現場でどうだとか、食に関する食育という形でお伝えをしているところでございます。

ぜひ、自ら学び自立し行動するという大柱1については、より充実させていただきたいなというふうな感想を持ちました。

それからもう一つ、カスタマーハラスメント、中柱4③でございます。私どもの立場で言うと、非常に困るのが、メロンを買ったけどまずいというような、こういうクレームが多分静鉄さんにも来るんじゃないかなと思います。安全で、商品が傷んでいるとか、この暑さですので、若干流通の途中で、もちろん傷みもあるもの、それは真摯に反省をしなければなりません。これこれを食べたらずいとか、明らかに代替品をもらいたいような、しかもそれはもう捨ててしまったとかという消費者の方もごくごく一部いらっしゃいますので、生産の立場は非常に弱いものですから、そういう食育というか、消費者の教育もぜひ努めていただければ、我々ずっと大変助かるなと思っておりましたのでお願い申し上げたいと思います。

○福島会長

ありがとうございました。では最後になりますが、井柳委員の方からお願いします。

○井柳委員

県の商工会女性部連合会の理事をしております、井柳と申します。

昨年度もこの会議に出席させていただきまして、初めて出前講座、やばみちゃんというものがあるという

ことを初めて知りまして、7年度の女性部の県の総会のときに、警察の方に来ていただいて、出前講座みたいな形で講演会をしていただいたのですが、私は磐田市に住んでるんですが、磐田市の女性部にも総会がありますので、そこでも出前講座をしていただいて、皆さんに知っていただくように少し努力させていただいたんですが、現実には、私の周りにはもう本当に田舎で、高齢者が多いところですので、交流センターとか、それとあとふれあいサロンですね、そういったところに高齢者の方が集まって、お話をしたりゲームをしたりというようなこともしておりますので、交流センターには、子育て中の若いお母さん方もたくさんいらっしゃいますので、そういったところに少し消費者の方のお役に立てるようなポスターとか、ステッカーみたいなとか、そういったものができて、皆さんに、本当に自分の周りだけでもいいですので、少し皆さんに理解していただけたいのかなと、今思っております。

○福島会長

どうもありがとうございました。

以上で委員の皆様から一通り御意見を頂戴いたしました。中には御質問もあったところですが、事務局の方から何か発言とか説明とかございますでしょうか。

○事務局(白鳥県民生活課長)

谷口委員の方から、授産品ではなくて授産製品としたらどうかという話でしたので、次期の計画で、修正してまいりたいと思っております。

あと、米の価格調査の部分ですが、報告を出した方がいいのかというお話だったんですが、現在県としては価格調査は行っていないこととなっております。他県の状況等も見まして、今後検討してまいりたいと思っております。

○福島会長

どうもありがとうございました。

時間ですので、議事を終了したいと思います。事務局におかれましては、本日委員の皆様からたくさん御意見をいただきましたので、それを踏まえた計画の策定をお願いできればと思っております。

委員の皆様のご協力により、議事が円滑に進行いたしましたことを感謝します。特に後半の委員の皆様には、かなり時間制限するような形になってしまいまして、司会の不手際で申し訳ございませんでした。

ただ、本当にいろんな御意見をたくさんいただきましたので、それをぜひ事務局の方には、計画の方に、それから消費者行政の方に活かしていただければと思っております。

それでは、これで議題は終了ですので、進行を事務局に戻したいと思います。

○司会(小澤県民生活課長代理)

ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして熱心な御協議をいただき、誠にありがとうございました。

閉会に当たりまして、くらし・環境部 部長の縣より、御挨拶を申し上げます。

○縣くらし・環境部長

くらし・環境部長の縣でございます。

本日は、長い時間御議論いただき、ありがとうございました。

様々な御意見を頂戴いたしました。特に、周知や教育の重要性、あるいはメッセージの伝え方についての様々な御意見、あるいは各主体が総掛かりで取り組んでいく、こうしたものについて御意見頂戴したと認識しております。

社会情勢が非常に動いている状況の中、本日いただきました様々なお立場から貴重な御意見、御助言を、次期計画や施策に反映してまいりたいと思います。

引き続き委員の皆様には、御指導、御助言賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○司会(小澤県民生活課長代理)

最後になりますが、長年に渡り、本審議会の委員を務めていただきました稲垣委員が、本日をもって委員を退任されます。

この場をお借りいたしまして、くらし・環境部 部長の縣より感謝状を贈呈いたします。

稲垣委員も前にお越しく下さい。

○縣くらし・環境部長

感謝状 稲垣 滋彦様。

あなたは静岡県消費生活審議会委員としてすぐれた識見と豊富な経験をもって県民の消費生活における利益の擁護・増進に尽力され県民生活の安定向上に多大な貢献をされました。

よってここに感謝の意を表します。

令和7年8月6日、静岡県知事 鈴木康友

ありがとうございました。

○司会(小澤県民生活課長代理)

よろしければ一言お願いいたします。

○稲垣委員

めったにいただかない感謝状をいただきましてありがとうございます。

実は生活協同組合に入って48年。他の生協の役員もやっていますが、48年の中で役員は30数年やってまいりまして、静岡県の役員と、静岡・神奈川・山梨3県の生協の役員ということで。いつも心掛けているのは、組合員さんが主人公、消費者が主人公、そのための生協を作るんだということでやってまして、この県民生活課の皆さんと一緒に、とにかく県民、消費者が主人公の静岡県を作るんだという趣旨は全く一緒に、生協としても不具合は多々あったと思いますが本当に、皆さんのおかげで、何とか私の職務も続けることができましたので、ありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

○司会(小澤県民生活課長代理)

以上をもちまして、第46回静岡県消費生活審議会を閉会いたします。

なお次回の審議会は11月を予定しております。近日中に日程調整の御連絡を差し上げますので、お手数ですが、御回答のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は御出席いただき誠にありがとうございました。